

# 市民税・県民税申告に係るマイナンバーについて

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）の施行に伴い、市民税・県民税申告について、個人番号（以下「マイナンバー」といいます。）の記載及び書類の提出の際には、番号・本人（実存）確認書類の提示または写しの添付が必要になります。以前に提示または添付していたいている方でも、申告書を提出することに提示または添付が必要です。

また、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、事業専従者控除の申告をする場合には、配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーの記載が必要になります。申告者の合計所得金額が1,000万円を超えることにより配偶者控除の適用を受けられない場合に、同一生計配偶者の障害者控除を申告する場合は、同一生計配偶者のマイナンバーの記載が必要です。

なお、申告する方によって、必要な確認書類が異なります。詳細は下記及び裏面をご覧ください。

記

## I. 本人確認について

本人確認は正しいマイナンバーであることの確認である番号確認と、提示または提出者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認である本人（実存）確認の2種類の確認があります。

必要な確認書類は、本人が申告する場合はⅠ、代理の方が申告する場合はⅡのとおりになります。

## II. 本人が申告する場合

### (1) マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードをお持ちの方は、1枚で番号確認と本人（実存）確認ができます。

#### <番号確認書類>



マイナンバーカード（裏面）



#### <本人（実存）確認書類>



マイナンバーカード（表面）

### (2) マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の組み合わせの書類が必要になります。

#### <番号確認書類>



通知カード※

（又はマイナンバー入り住民票の写し）



#### <本人（実存）確認書類>

##### 顔写真入り証明書（1点）

- 運転免許証
- パスポート
- 障害者手帳(身体・療育)
- 在留カード
- 特別永住者証明書

など

##### 以下の書類（2点）

- 医療保険の被保険者証
- 年金手帳
- 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書
- 印鑑登録証明書

など

又は

顔写真入り1点 または 保険証など2点

※令和2年5月25日時点での記載内容から氏名や住所の変更がない場合に限ります。

●裏面に続く

### III. 本人の代理人が申告する場合（本人以外は、同居の家族も代理人となります。）

本人以外の方が申告する場合は、下表の3点（代理権の確認、代理人の本人確認、本人のマイナンバー確認）の確認資料が必要になります。

代理権の確認	代理人の本人（実存）確認	本人のマイナンバー確認
法定代理人（※1）の場合は以下の書類のどちらか <ul style="list-style-type: none"><li>・戸籍謄本【原本の写し】</li><li>・その他その資格を証明する書類（登記事項証明書など）【原本の写し】</li></ul>	以下の書類のどれか <ul style="list-style-type: none"><li>・代理人のマイナンバーカード（表面） </li></ul>	以下の書類のどれか <ul style="list-style-type: none"><li>・本人のマイナンバーカードまたはその写し（裏面） </li></ul>
任意代理人（※2）の場合は以下の書類 <ul style="list-style-type: none"><li>・委任状【原本】（様式はIVをご確認ください）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・代理人の顔写真入り証明書（1点） 運転免許証 パスポート 障害者手帳（身体・療育） など</li><li>・代理人の下記書類のいずれか2点 医療保険の被保険者証 年金手帳 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人の通知カード（※）またはその写し </li><li>※令和2年5月25日時点での記載内容から氏名や住所が変わっていない場合に限ります。</li><li>・本人のマイナンバーが記載された住民票・住民票記載事項証明書またはその写し</li></ul>

（※1）法定代理人・・・親権者、未成年後見人、成年後見人などの法律（民法）で定められた代理人

（※2）任意代理人・・・法定代理人以外のすべての代理人

### IV. 委任状について

委任状には、以下の項目を記載してください。

なお、委任状の様式は、記載項目を満たしていれば、同封の委任状に限らずお受けしています。

#### 【委任状に記載・押印していただく項目】

- ・委任者の住所、氏名、生年月日、電話番号、捺印
- ・代理人の住所、氏名、電話番号
- ・市民税・県民税の申告及びマイナンバーの提供に関する権限を委任する旨の文言

※記載項目の詳細は、同封の委任状をご覧ください。

### V. 提出方法

市民税・県民税申告書の提出方法により、以下の①・②のとおり確認書類の取扱いが異なりますのでご注意ください。

- ① 窓口で提出される場合・・・窓口で確認書類の提示または写しの添付
- ② 郵送で提出される場合・・・確認書類の写しの添付